

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和3年10月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100015号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2100006号

第1 結論

請求者のA社における平成30年12月10日の標準賞与額を5万7,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月10日

請求期間において、A社から賞与が支給されたが、同社は当該賞与に係る年金事務所への届出を失念し、保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求期間に係る賃金台帳によると、請求者は請求期間に5万7,619円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与額から、5万7,000円とすることが必要である。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、事業

主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、請求者は、自身がA社の社会保険事務担当者である旨陳述している。

しかしながら、A社は、「賞与支払届の提出を失念していた。」旨回答している上、オンライン記録によると、同社における厚生年金保険料の滞納は確認できないことから、同社が意図的に届出を行わなかった事情は見当たらず、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないと認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月10日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年6月14日（受付）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成30年12月10日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100005号

厚生局事案番号 : 四国(国)第2100003号

第1 結論

昭和58年10月から昭和59年3月までの請求期間、及び昭和59年10月から昭和60年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年10月から昭和59年3月まで
② 昭和59年10月から昭和60年7月まで

請求期間①及び②について、母の自宅に定期的に来ていた集金人を通じて、母が、自身の国民年金保険料と一緒に、私の保険料を納付してくれたにもかかわらず、保険料を納付した期間として記録されていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「私が20歳になった昭和54年4月頃に、母が私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。母の自宅に定期的に来ていた集金人を通じて、母が、自身の国民年金保険料と一緒に、私の請求期間①及び②の保険料を納付してくれた。」旨主張している。

しかしながら、請求期間①及び②当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)により行われており、国民年金の加入手続きが行われた場合には、手帳記号番号が払い出されるところ、請求者の手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号の被保険者資格取得状況等により、昭和60年1月頃にD市で払い出されたと推認できることから、請求者の国民年金の加入手続きは同月頃行われたと考えられる上、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者は、前述の国民年金の加入手続き時点(昭和60年1月頃)まで国民年金に加入していないことから、請求者の母が、請求者の請求期間①に係る国民年金保険料を請求者が主張するとおりに納付することはできなかったと考えられる。

さらに、請求者に係るD市の国民年金被保険者台帳によると、請求期間①より前の期間のうち、国民年金保険料が納付済と記録されている期間について、i) 昭和57年10月から昭和58年3月までの期間（以下「期間A」という。）は、昭和57年10月から同年12月までの保険料が昭和60年1月31日に納付され、昭和58年1月から同年3月までの保険料が昭和60年4月30日に納付されたことが確認でき、ii) 昭和58年7月から同年9月までの期間（以下「期間B」という。）は、同年4月から同年6月までの保険料が納付されたものの、当該保険料の納付時点で既に時効（2年）が成立していたため、昭和60年8月21日に、当該保険料が期間Bの保険料に充当決定されたことが確認でき、期間A及び期間Bの保険料は、いずれも前述の加入手続時点頃又は加入手続時点後に遡って納付されているが、請求期間①の保険料が遡って納付された記録は確認できない。

加えて、前述の国民年金被保険者台帳によると、請求期間①及び②の間の期間で、国民年金保険料が納付済と記録されている昭和59年4月から同年9月までの期間（以下「期間C」という。）は、保険料が現年度納付されたことが確認できることから、前述の国民年金の加入手続時点（昭和60年1月頃）から昭和60年4月30日までの期間に納付されたと考えられるが、請求期間②の保険料が納付された記録は確認できない上、D市は、「請求期間①及び②当時の国民年金保険料の集金組織、集金人等に係る資料は保管していない。請求者の期間Cに係る保険料の収納方法は確認できない。」旨回答している。

また、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付に関与していない上、これを行ったとする請求者の母からは陳述を得ることができないことから、請求期間①及び②に係る具体的な状況が不明である。

さらに、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100012号
厚生局事案番号 : 四国(国)第2100004号

第1 結論

昭和63年4月から平成元年3月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年4月から平成元年3月まで

平成2年4月から教員に採用になったが、その数か月前に父親から20万円を渡され、国民年金保険料の未納分を納めてくるように言われ、A町(現在は、B町)役場で職員に20万円を渡し、2年分をまとめて支払って数千円のお釣りをもらった記憶があるにもかかわらず、平成元年度分しか納付記録がなく、請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「平成2年4月の数か月前に請求期間及び平成元年度の2年分の国民年金保険料を納めた。」旨主張しているところ、請求者のオンライン記録によると、請求者が昭和61年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得した処理が平成元年10月11日に行われていることが確認できる上、請求者のオンライン記録及び請求者に係るA町の国民年金被保険者カードによると、請求者は、平成元年度の保険料を平成元年10月18日に納付していることが確認できる。

しかしながら、前述の平成元年度の国民年金保険料が納付された当時、請求期間の保険料は過年度分の保険料となるところ、B町は、「請求期間当時、A町役場では、窓口で過年度分の保険料を納付することはできなかった。請求期間の保険料は未納である。」旨回答している。

また、請求者がA町役場の国民年金の担当者として名前を挙げた者は、「請求者のことを知っているが、30年以上前に請求者が国民年金保険料を納めたかどうか記憶にない。」旨陳述しており、請求者が請求期間を含む2年分の保険料を納付したことは確認できない。

さらに、請求者は、「国民年金保険料の未納分として20万円を渡し、数千円のお釣

りをもたらした記憶がある。」旨主張しているところ、請求期間及び平成元年度の国民年金保険料の合計金額は18万8,400円となる上、前述の平成元年度の保険料が納付された時点において、昭和62年8月以前の期間は時効により納付することはできないが、納付することが可能であった同年9月から平成元年3月までの期間のうちの18か月分の未納保険料と平成元年度の保険料の合計金額は23万2,800円となり、請求者の主張と符合しない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100014号

厚生局事案番号 : 四国(国)第2100005号

第1 結論

昭和63年8月から平成元年3月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年8月から平成元年3月まで

平成元年3月1日にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、同日、請求期間の国民年金保険料を同市役所内のB銀行のATMで現金を引き出し、同市役所の窓口で保険料を納付したにもかかわらず、請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「平成元年3月1日にA市役所で国民年金の加入手続きを行った。」旨主張しているが、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、請求者が昭和63年8月1日に国民年金被保険者資格を取得したとして平成元年6月に電算データの入力処理が行われていることが確認できる上、請求者のオンライン記録によると、請求者が昭和63年8月1日に同被保険者資格を取得した処理が平成元年6月22日に行われていることが確認できる。

また、A市の国民年金担当者は、「資料が国民年金被保険者名簿しか残っていないので、特定することはできないが、請求者は平成元年6月頃に国民年金の加入手続きを行ったと思う。」旨陳述していることから、請求者が同年3月に加入手続きを行ったことが確認できない。

さらに、請求者は、「国民年金の加入手続きを行った平成元年3月1日に、請求期間の国民年金保険料をA市役所内のB銀行のATMで現金を引き出し、納付した。」旨主張しているところ、請求者から提出されたB銀行C支店の預金通帳の写しによると、平成元年3月1日に現金が引き出されたことが確認できるものの、同支店は、「当該通帳の当該日の備考欄に記載された店番は当行のD出張所(現在は、閉店)のものである。」旨回答し、同支店担当者は、「A市役所内のATMを利用した場合は、備考欄

に記載される店番はA市役所支店のものになる。」旨陳述しており、請求者が同市役所に設置されたATMで現金を引き出したことが確認できない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。